

令和4年度 第1回仙台市景観総合審議会 議事録

日 時 令和4年5月26日(木) 13:30～14:45
会 場 Web開催
出席委員 稲葉 雅子委員、小林 淑子委員、菅原 正和委員、
杉山 朗子委員、高山 秀樹委員、杼窪 昌之委員、
馬場たまき委員、舟引 敏明委員、武山 良三委員、
不破 正仁委員、堀 繁 委員、巖 爽 委員、
吉川 由美委員
仙台市 都市整備局長、浅野次長、反畑次長、遠藤次長、計画部長、
総務課長
事務局 都市整備局計画部都市景観課

【議事】

1. 開 会
2. 議 事
 - <諮問>
 - ・仙台市「杜の都」景観計画の変更について
 - <審議事項>
 - ・建築敷地内の公共的空間ガイドラインについて
3. 閉 会

【議事録】

1. 開 会

○司会

ただいまより、令和4年度第1回景観総合審議会を開催いたします。

本日は、事務局である都市景観課で1名が新型コロナウイルス感染症に感染したことから、急遽、Web開催といたしました。

(配布資料確認)

2. 議 事

<諮問>

- ・仙台市「杜の都」景観計画の変更について

○司会

それでは、これより景観総合審議会の議事に入ります。

本日は、菅原委員より遅れてご出席とご連絡をいただいておりますが、委員みなさまがご出席であり、定足数を満たしておりますので「仙台市景観法等の施行に関する規則」の規定により、会議が成立しております。

また、不破委員につきましては授業の都合により会の途中にて退席されるご予定のため、あらかじめご了承ください。

では、ここからの進行は、同規則の規定により、堀会長に進行をお願いいたします。

○堀会長

議事に入る前に、今回の議事録の署名ですが、私と、委員名簿の記載順ということで、今回は高山委員をお願いいたします。

本日は、諮問として「仙台市『杜の都』景観計画の変更について」、審議事項として「建築敷地内の公共的空間ガイドラインについて」の2点の議事を予定しています。

それでは、事務局より「仙台市『杜の都』景観計画の変更について」の説明をお願いします。

○事務局

(資料1-1, 1-2, 1-3により説明)

○堀会長

ありがとうございました。

本件は、今日に至るまで随分議論を重ねてまいりました。議論は本日が最後ということで、事務局より改めて最終案を説明していただきましたが、この内容で決定してよろしいでしょうか。

○武山委員

内容はこれで結構なのですけれども、「はじめに」のページに本計画を策定、変更した年度が記載されていますが、この文章の主体は市長で合っていますか。誰が書いているのかという記載があってもよいのではないかと思いました。

また、計画書の後方では奥付がなくて、用語解説だけなのですけれども、もし可能であれば、奥付には、景観総合審議会において議論した経過や委員名簿を載せてもよいのではないかと思いました。

○堀会長

事務局で検討していただければと思います。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

<審議事項>

- ・建築敷地内の公共的空間ガイドラインについて

○堀会長

それでは、次の議題「建築敷地内の公共的空間ガイドラインについて」に入ります。

事務局からガイドライン案を作成するにあたり、空間の使い方のイメージを確認したいとの申し入れがありました。それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局

(資料2-1により説明)

○堀会長

ありがとうございました。

前回の審議会で議論した内容のうち、特に意見が分かれ、方向性の確認が必要となっている公共的空間の使い方について、各委員から一言ずつ、意見をいただきたいということです。

名簿記掲載順に1人あたり3分程度、長くても5分は超えない範囲でお願いしたいと思いますが、一巡した後にもどうしても、追加で話したいという方のための時間を設けることも考えています。また、不破委員が14時半に退席される予定と伺っておりますので、最初に不破委員からお話いただき、そのあとは名簿順にしたいと思います。

それでは不破委員よろしく申し上げます。

○不破委員

公共的という言葉には、民地を公共の空間のように捉えるという意味があると思います。その時に公共的空間の使い方のイメージを説明スライド13ページのように具体化するというのは、まず良いことと思います。

懸念があるとすれば、今、様々なところで試されている、道路などの公共空間の占用利用について、公平性という観点から歩行者や自転車利用者、沿道の店舗営業者への配慮が必要なのではないかということです。

また、使い方のイメージを示すときに、日常的な使い方とイベント時の使い方の両方のイラストを描いておくと良いと思います。

○事務局

ここで事務局より報告です。菅原委員が到着されました。

○堀会長

菅原委員はみなさんのご発言をお聞きになった上で、最後にお話しいただきます。

では、ここからは名簿順にさせていただきます。

○稲葉委員

屋外の飲食スペースとしての占用利用まで、認めるのは良いと考えます。賑わいをつくると言っても、椅子があるだけではなかなか賑わわないので、そこに集まるきっかけとか、そこが賑わうきっかけがないと難しいと思うためです。

例示されている写真は、仙台市内のパン屋だと思えますが、ここでは月に一、二回程、マルシェを開催している団体がいて、飲食やマルシェを行うスペースとして使われており、賑わうきっかけづくりにすごく役に立っているなと思います。

一方で、占用無しの場合ですと、誰でも使えるというイメージがあるので、占用利用を認めることによって、街中を回遊している時にどこも休むところがないという状態になってしまわないように、何かしらの配慮がいるのではないかと思います。

○小林委員

稲葉委員と同じく、屋外の飲食スペースとしての占用利用まで認めるのが良いと思います。

懸念としては、公共的空間の設計者とテナント入居者等の利用者が違う可能性が高いことです。公共的空間が実際に活用される段階での協議や、活用されてからの状況把握などの手法は、今後詰めていかなければならないと思います。

○堀会長

公共的空間の運用は、なかなか担保しづらいということで、前から議論されており、1つの課題になっています。

○杉山委員

占用無しで利用できる空間の充実も必要なことだと思います。東京でも日本橋や京橋辺りのビジネス街では、そういった空間の利用者が多く、その利用は増えています。

一時的な占用利用では、ランチタイムのキッチンカーは大変多くの利用者がいて、毎日出店しています。利用者も喜んでおり、便利であることから、上手く使っていけると良いと思います。

占用利用については、カフェが例示されていますが、それが連なり過ぎると、ちょっと座りたいという方にとっては、疎外感が出てしまうことが問題点だと思います。可能であれば、そのカフェゾーンと、公共で誰でも座れるエリアが上手く隣接している、隣接してなくても、近場で誰でも座れるエリアを設けるなどの検討が必要だと思います。

物販利用については、例えば、書店や書店が入っているビルの前で本を売るというような方法はとても魅力的で人も集まりますし、仙台であれば地元農家による朝市やスイーツ販売など、イベント要素のある物販が行われても、魅力的なものになると思います。それと、クラフト作家などによる作品の販売も賑わいを生むと思うので、実現にはいろいろと課題はありますが、検討してもらえると良いです。

○高山委員

私もみなさんと同じように屋外の飲食スペースとしての占用利用までと思っています。オフィスビルの公共的空間の使い方について提案があります。もしかしたら、一時的な占用利用と物販での占用利用のどちらにあたるか、解釈が分かれるかもしれません。閑散としがちなオフィス街では、公共的空間に賑わい創出機能が求められると思うので、例えば、ビル所有者側で公共的空間を管理しながら、マルシェに交代で出店してもらうなどの利用を促したほうが良いと考えています。私はこの案だと一時的な占用利用にあたるのではないかと考えていますが、物販という見方もあるのではないかと考えています。

占用無しの使い方のイメージについてですが、例示されている写真では「公開空地」の利用のされ方と同様になっており、賑わいの創出にはつながらないので、占用無しでの運用には、工夫が必要なのではないかと思っています。仙台三越の社長は「昨今は買い物だけを目的になかなか街中に来てもらえない状況である。これからの百貨店のビジネスは、物をただ買い

物に来てもらうのではなく、人が街中に来るのは『四季彩』を求めているということを理解して、そのついでに買い物をしてもらえるようにする必要がある」ということをおっしゃっていましたが、占用無しの場合は、そのような「四季彩」など、他の空間とは違う何かで、人を惹きつける魅力みたいなものが必要なのではないかと感じました。

○武山委員

使い方のイメージが四つに分類されていますが、「占用無し」、「一時占用」、そして「占用利用」という三つが適当ではないかと思います。占用利用を飲食と物販だけで分けるのは少し無理があるように感じます。

他の委員の発言にもありましたが、例えばマルシェにおいても色々な要素の中で、一時的な占用利用ではなく、物販という使い方もあると思います。

その他でも、イベント的な取り組みや都市型スポーツ、あるいはアート展など様々なものが考えられるので、様々な事例を想定し、検討して良いのではないかと思います。

もう 1 点あります。他の委員の発言にありましたが、公共的空間の隣接地がどうなるのかということ。公共的空間以外にもベンチがいくつか供給されているのであれば、そのエリア全体の占用を認めても良いと思います。そのエリア全体の中で考えていく必要があるかと思っており、公共的空間そのものについても、人が通過するような空間なのか、あるいは行き止まりになっていて人が滞留するような空間なのか、それによっても、使われ方が全く変わってくると思います。

公共的空間の定義の 1 番目に「日常自由に利用や通行ができること」と示されていますが、あまり人は通行しないけれども、空地として非常に魅力的であるというような事例も出てくるのではないかと思いますので、そのような想定もしながら、検討してほしいです。

○杼窪委員

屋外の飲食スペースとしての占用利用まで認めるのが良いのではないかと思います。

物販に関して言うと、東京のお茶の水で物販が行われている地域がありますが、素晴らしい空間なのに、古雑誌や CD の物販により、チープな空間になり、せっかくの景観が台無しになっています。

また、一時的な占用利用だけということになると、軽食が多くなると思います。そうすると、必ずゴミが発生するので、その管理の問題がありますが、ゴミの管理は出店者にやってもらえると思うので、その良好な環境も保たれるのではないかと思います。

以上を踏まえると、屋外の飲食スペースとしての占用利用までを認めるのが良いと思います。

○馬場委員

私も屋外の飲食スペースとしての占用利用まで認めるのが良いと思います。他の委員の発言にもあるように、物販は道路などの公共空間にはみ出していってしまうことがあるので、今後はどのようにみ出してはいけない境界を守らせられるかが課題ではないかと思っています。

仙台市内のアーケードは、境界が物理的に区切られておらず、連続性があるので賑わって

いますが、オフィス街はビルが点在しています。オフィス街では物販の使い方であっても、賑わいを創出することには寄与できると思います。

実際、オフィス街ではランチタイムにのぼり旗や屋外看板を掲出しながら物販のようなことが行われているので、行政が物販を認めなくても、そのような使われ方は出てくるのではないかと思います。

また、物販が行われているけれども、ベンチも置かれているという複合的な使い方もあるのではないかと思います。

○舟引委員

私からは4つあります。

1つ目は「占有」という言葉を使っていいのかということです。一般的には独占して使うという意味があるのですが、法令用語としては、極めて意味が限定的であり、道路や都市公園などで、本来とは全く違う使い方を許すという意味になります。道路用地で設置、敷設された電線や電話線、水道管などは法令用語の占有にあたります。

この占有では、占有許可を出した施設管理者がいざという時に、当該施設の本来の用途とは違う目的で使われているそれらの物件を除却させることが可能となっています。

ここで議論されているセンヨウは、どちらかというと専ら使うという意味での「専用」だと思います。少なくとも法令に基づき仕事をしている仙台市では、これらの言葉を正しく使わないといけないのではないかと思います。

2つ目は質問でもあるのですが、建築基準法上の「公開空地」と「公共的空間」は、関連性があるのでしょうか。

○門脇課長

公開空地と公共的空間は、全く別の制度です。

○舟引委員

包含関係でいうとどうですか。

○門脇課長

同じ空間について、公開空地と公共的空間の両方としても見なす方向で検討しているところでは。

○舟引委員

認めるか、認めないかのどちらの方向になりそうですか。

○門脇課長

認める方向で検討を行っています。

○舟引委員

そうなるだろうと思いますが、公開空地は建築基準法に基づく制度であり、制度適用時に

は整備条件も付加できるなど、公開空地の制度運用のほうが公共的空間の制度運用より完全に優先されるものです。

先ほど、公開空地を商業利用できるよう2022年度中に規制緩和する名古屋の事例が示されましたが、公開空地をどのように使って良いかを考えることが先ではないかと思います。公開空地の使い方を整理できた上で、その中で公共的空間の制度をどのように取り扱うかを考えないといけないのではないのでしょうか。バラバラに動いては絶対に良くないと思います。

3つ目は、公共的空間の使い方について、例示の中ではどの範囲でも良いと思っていますが、仙台市として、公共的空間を特定の事業者が永続的に利用することを許容するのか確認したいです。

例えば、私がデベロッパーやビル管理者だとすると、1階のテナントにコーヒーショップを入居させた場合に、コーヒーショップ事業者には、隣接する公共的空間を永続的に使わせるかわりに、賃料を高くする商売をしたいと思います。そのような手法は許容されるのでしょうか。それこそ、都市再生特別地区の適用で建てられた「仙台ファーストタワー」4階の公開空地のように、1つのレストランに占有させて使わせるようなことになりかねないです。

仙台市として、制度上で限界に近い利用形態を考えて、それを許すのか、許さないのかということを考えなければならないと思います。

4つ目は、途中で使用形態を変更しようとした時にどう取り扱うかについてです。飲食で使う前提で協議を整えて高さ緩和を認めたはずが、その後に物販として使いたいとなった時に、それは排除できるのでしょうか。現状、そのような状況にならないようにする担保性はないのではないのでしょうか。景観計画区域内の行為の届出の許可時に、どこまで条件が付けられるのか考えてみるなど、検討が必要だと思います。

公開空地と公共的空間の関係性を質問した際にも確認しましたが、公開空地は建築基準法上の制度ですので、法令による許可条件が付けられます。そのため、おそらく名古屋市では、使用条件を緩和するということができるのであって、仙台市が実施しようとしている景観計画の基準やこのガイドラインそのもので効力をどうやって担保するのか、この辺りをきちんと整理しておかないと、どこまでが良くて、どこからが悪いのかという議論する以前の問題だと思います。

○堀会長

ありがとうございます。いろいろと検討しなければいけない内容を含んでいるかと思っています。続きまして、巖委員、お願いできますか。

○巖委員

私からは3点、意見させていただきたいと思います。

1つ目ですが、私は建築が専門ですので、建築の観点からお話しすると、近年、建物の設計では、建築内部だけではなく、その周辺環境も含めて、内と外の中間のバッファゾーンも是非デザインしてくださいというようになってきていますので、公共的空間を高さ緩和の条件として定めることで、このような空間を設けてもらうことができれば、とても良い都市環境が得られるのではないかと思います。

使い方としては、屋外の飲食スペースとしての占有利用までを認めることができれば大変うれしく思います。

2つ目ですが、既に何名かの委員が言ったように、この使い方を認めると同時に、行政からの誘導、或いは使用のルールを合わせて提案するなど、例えば誘導として、条件を付けてこのレベルまでできたら補助金が出せるなど、そういった工夫は必要ではないかなと思いました。

3つ目ですが、屋外空間の使われ方は、その建物の1階部分がどういう用途なのかに連動してくるのですよね。物販なのか、飲食関係なのか、それによって、店先の屋外空間の利用が変わってきます。仙台の場合ですと、1階の利用が飲食店の事例は、意外と少ないかもしれません。

より仙台らしいルールを作っていくために、例えば私の研究室や馬場先生の研究室の学生と一緒にまち歩きをしながら、実際に色々なスペースを見る、そういうスタディをしたうえで、ルールを作ってもいいのではないかなと思います。以前、この景観総合審議会でも、そういった活動をしたことがあったかと思いますが、コロナも少し落ち着いてきていますので、そのようなこともできるのではないかなと思いました。以上です。

○吉川委員

私は屋外の飲食スペースとしての占有利用まで認めることでいいと思います。ただし、マルシェなど物販を行うものでも、何か語らいが生まれるようなあり方をしているものに関しては、こういう場所を利用できたほうが良いと思います。物を売るのはダメ、というような線引きをするのかどうかはわかりませんが、まちの賑わいを生み出すするには、そういったマルシェのようなものや、ちょっとしたイベントができるというほうが良いように思いますので、そういうものが排除されないといいと思います。

基本的に、この絵を見ていても、占有無しというところが、すごく貧しく寂しく見えてしまいます。公共的空間を豊かにしていきましょう、ということをやっていると思うので、占有無しのところがストリートに開かれ、そこに座って語りたいなとか、腰をかけて思索にふけてみたいなど、そういう思いにかられるような公共的空間をたくさん増やして行こうというのが、おそらく大元の考えだと思うのです。占有無しのところにそういうものがたくさん生まれていくことが本意であって、お金を払わなければそこに座れない、経済活動が何か優先的にあるというような捉えられ方にならないように、出し方に気を使わないと、本末転倒なことにならないか心配です。

お金を払わない人は当然その飲食スペースからは排除されてしまいますが、公共的空間というのは、もっと誰にでも開かれた豊かなものでありたいわけです。仙台市としては、そちらが優先されるのではなく、占有無しの素敵な空間がいっぱいあるという方向に欲しいと私としては思います。

語らいがある、思索ができる、そういう空間は大歓迎だけど、飲食に使ってもいいですよ、というくらいの見せ方ができればと思っています。

○堀会長

はい、ありがとうございます。では、最後になりますが菅原委員お願いできますか。

○菅原委員

私も屋外の飲食スペースとしての占有利用まで認めることでいいかと思います。

そして、今、吉川委員からもありましたとおり、カフェなどでやると全部が有料席になるかと思いますが、カフェ等の場合でも無料のスペースを必ず入れるなど、ルールを工夫していくのが良いのかなという気もします。

あと、一時的に占有利用する場合について、昨日と一昨日の二日間、一番町のアーケードの中で、花のグランプリ大会が開催されていました。それを見ましたが、花を置いただけでもまちの印象は非常に変わるので、そういうことを一時的占有利用でどんどんやっていくのが良いかと思います。

ただ、昨日のイベントでも立って見ている人がいて、座ってじっくり見たい人もいるのではないかと思ったので、そういうときに、公共的空間のようなスペースがあればいいのかなと感じました。

それから、公共的空間の使い方について、飲食だけでなく、子どもが遊べる場所ということも、この中に入れていただけると非常に良いと思います。まちで子どもを連れて遊ばせるというと、なかなか場所がなく限定されるので、そういう公共的空間を使って、子どもの遊び場を作っていくというのも、使い方の1つではないかなと感じました。

○堀会長

はい、ありがとうございます。全員の意見を伺いました。

私も意見を述べさせていただいてよろしいでしょうか。

私の問題意識は、現在の仙台において、せっかく空地进行しているのだけれども、そこがともつまらない空間になっているので、景観計画で何とかできないだろうか、というところにあります。

その前提として、「公共的空間」と言っていますが、公共的空間はあくまで公共的に使いたい「民地」なのです。公共的民地、公共的に使いたい民地なのです。

何とか民間の人を説得して、せっかく作るのも魅力的で、楽しいものにして、仙台を賑やかで楽しいまちにしたいという思いを非常に強く抱いています。

ただし、民地上の話ですから、経済活動に乗せないとやはり上手くいかないのではないかなと思っています。何もない空地に、皆さん来て休みましようと言っても、なかなか休まないです。花の鉢をたくさん飾りましようと言っても、オーナー、土地所有者の皆さんは、お金のかかることですから飾ってくれません。

やはり、経済活動とセットで考えないと駄目なのではないか、そのためには占有を認めることが不可欠になってくるのではないかということを考えていました。

空地が商業利用できないとなると、1階部分がどうしても壁になります。例えばカフェにしても、その前の空間を使ってはいけないのですから、それではカフェは作れないとなり、どうしても壁になってしまいます。

今現在、仙台の空地のほとんどの部分が壁なのです。やはり、壁を何とかカフェに変えたいと、そのためには、カフェにしたなら、前の空間はカフェで占有利用できますよという、そういうインセンティブを与えていかないと、建物の1階の壁がなかなか解消されないの

ではないかと、ずっと思っています。

そういう意識があって、建物を魅力的にするということと、この公共的空間を所有者や事業者から見て、すごく魅力的でやってみたい、頑張りたいと思ってもらえるようにするにはどうしたらいいかと思案し、このような組み立ての考えに至っています。

それから、複数の委員から、街中を歩いていて、占用を認めるとそこに座れない人が出てくるので、いかがなものかという意見がありました。それは「公共空間」の役割だと私は考えます。公共空間がやるべきで、民地にそのしわ寄せが及ぶのは違うのではないかと思います。

道路などの公共空間は広いですし、ベンチも作ろうと思えばいくらでも作れるわけです。公園だってたくさんあります。

自分たちが、そういう公共空間の役割をしっかりと果たしていない状態で、民地にそれを求めるというのは、ちょっと違うのではないかと考えています。

公共的空間はあくまで民地です。民間の人たちに何とか、楽しいまちをつくるのに協力してもらうにはどうしたらいいか、それはやはり、商業、経済活動に乗せていかないと難しいのではないかということが、私の意識の根底にあります。

それから、物販をどうするかという意見がありました。私としては、スライドで例示されている店舗の延長のような使い方ではなく、あくまで賑わい、人を誘う、楽しい空間を作ってほしいです。そのため、例えば、ソフトクリームやお弁当のテイクアウトなどについては、私は物販ではないという理解なので、その辺のところは事務局に整理してもらいたいです。

ただ、カフェでコーヒーを買って来て飲むのも、テイクアウトの一種ですから、物販との線引きはなかなか難しいところで、複数の委員も線引きは難しいのではないかと思います。この点は整理する必要があります。

スライド 19 ページの物販の写真を見せていただけますか。この使い方は売り場を外に延長してきています。本来であれば、建物の中に収めなければいけないものが延長してきており、公共的空間の目的とは違うものです。

仮に物販でも、例えばテイクアウトで人だかりができるなど、それが賑わいを発生させるものであれば良いと考えているので、事務局にその辺の整理をお願いしたいと思います。

皆さんの意見を伺って、追加でどうしても発言したいという方がいれば、お話を伺いたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○杉山委員

スライド 13 ページを見せていただけますでしょうか。

占用無しについて、堀会長は公共空間でやるべきだということを言っていました。私は公共的空間が果たす役割でもあり得るのではないかと思います。

ただ、この写真からは寂しい印象を受けるので、例示としては他の場所を探すほうが良いと思います。仙台の事例でなくても良いので、もう少し賑やかな事例の写真にしてほしいです。

それから占用利用の屋外の飲食スペースですが、この写真をよく見ると、整備された植栽で人が通れないようになっています。

自宅の近所でも、マンションが建つと敷地が開けていて人が通りやすいところもありま

すが、個人オーナーのマンションなどでは、そこだけ通れないように分断されているところも割と見受けられます。公開空地では、連続した空間で人が通れるようにできると良いのではないかと思うので、この事例のように自分の敷地であることを強く主張しているように見受けられる写真は載せないほうが良いのではないかと思います。商業地域ではそのようなことを期待したいので、そのあたりも考慮して、ガイドラインに載せる写真を選んでほしいです。

○堀会長

はい、よろしいでしょうか。他にいらっしゃいますでしょうか。

○高山委員

さきほどの堀会長の話を聞いて、占用無しという使いかたでは、景観計画上のインセンティブを与えないことも考え方の一つかと思いました。

占用無しではなく、なるべく一時的に占用利用するように誘導することとして、賑わい創出を目的としたものであればインセンティブを与えるという方法も考えられると思います。占用無しの場合ですと、堀会長が言ったように、壁になってしまう可能性が非常に高いので、なるべく占用利用してもらえるようにこの制度を持って行くことも一つかなと感じました。

○堀会長

ありがとうございます。検討させていただきたいと思います。他にいかがでしょうか。

それでは、使い方の方角性につきましては、占用利用を認めるということが大勢を占めていたかと思います。

また、物販の形態について、もう少し詳細に詰めたほうが良いという意見もありました。

一定程度方向性が見えましたので、本日皆様からいただいた指摘や意見を踏まえて、完成に向けて進めていければと思います。

事務局、それでよろしいですか。

○事務局（門脇課長）

はい。

○堀会長

ありがとうございます。それでは本日の審議事項はこれで終了しますので、進行を事務局にお戻ししたいと思います。

3. 閉 会

○司会

堀会長、委員の皆様、長時間にわたるご審議をありがとうございました。

本日の委員の皆様での景観総合審議会は、今回が最後であるため、閉会にあたり、都市整備局長の八木より御礼のご挨拶を申し上げます。

○事務局（八木局長）

本日は大変お忙しい中、審議会にご出席をいただきまして、各委員の皆様、本当にありがとうございました。

そして議事の一つ目として諮問した「仙台市『杜の都』景観計画」の変更につきましては、最終案を取りまとめていただいたということで、この間、堀会長をはじめ、委員の皆様には、長期間に渡りご審議をいただきました。これで一つの区切りを迎えましたことにつきまして、重ねて御礼を申し上げます。

景観計画は、平成21年の策定以降、大きな見直しを行っておらず、時代に合わせた見直しが大きな課題でした。

本審議会でご議論をいただき、リニューアルされた景観計画は、これからの本市の景観行政の拠り所となる大変重要なものと認識しています。

今後は、新たな景観計画に基づき、街並み景観の魅力向上に向けた取り組みを進めるとともに、地域の景観のシンボルとなる建造物等の保全活用などといった、個別施策について検討を進めて参りたいと考えています。

現在の審議会の体制につきましては、景観計画の見直しに向けて、幅広い視点での議論を行っていただくために、平成30年度に、委員人数や分野の拡充を行ったものです。

景観計画の改定に伴い、本審議会も節目の時期を迎えていると考えておりますことから、審議会の今後の体制等につきましては、堀会長にも相談に乗っていただきながら、検討を進めて参りたいと考えています。

最後に改めまして、堀会長、委員の皆様、長期間にわたるご審議に対して御礼を申し上げまして、簡単ではありますが挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○司会

それでは景観総合審議会の委員を代表いたしまして、堀会長よりご挨拶をいただきたいと思います。

○堀会長

はい。会長といたしまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

まず初めに、委員の皆様、そして事務局の皆様、審議会の運営に関しまして、多大なるお力添えをいただきまして、誠にありがとうございました。

何とか、現任期を終えることができそうです。

従来景観計画は、マイナスの未然防止、ひどいことが起こらないようにするという考えのもとで作られています。もちろんそれも重要ですが、私が一番に考えているのは、良いこと、プラスを積み重ねていくことであり、そのような景観計画、あるいは景観行政がとても重要だと思っています。その一環で今日の議論の公共的空間をどうするかという話も出てきた訳ですけども、従来とは違う景観計画へと大きく舵を切ったのかなと思います。

それは世界的な時流に乗っている訳であり、仙台市は今後ますます世界を代表する都市という自覚を持って、楽しいまち、魅力のあるまち、世界中の人がやって来たいと思うような、そういうまちに、是非ともしてほしいと、強くお願いします。楽しみにしています。

公共的空間ガイドラインにつきましては、責任を持って完成まで携わりたいと思いますが、ひとまずこれで、現任期終了ということですので、挨拶に代えさせていただきます。
長い間ありがとうございました。

○司会

堀会長ありがとうございました。

以上をもちまして、令和4年度第1回仙台市景観総合審議会を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。